

1 計画の位置づけ・対象・期間

【位置づけ】

<上位計画>
第8次豊田市総合計画

<関連計画>
第3次豊田市教育行政計画
第3次とよた男女共同参画プラン
第2次豊田市地域福祉計画 など

<社会動向>
・子どもの貧困対策の推進に関する法律（2013）
・児童福祉法の改正（2016）

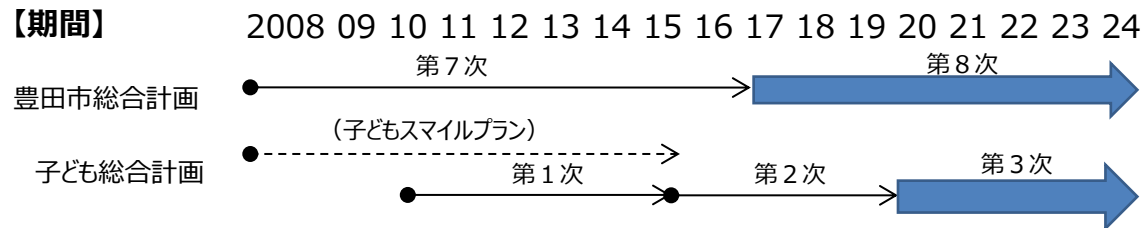
整合

第3次豊田市子ども総合計画

- ・豊田市子ども条例に基づく「**豊田市子ども総合計画**」
- ・子ども・子育て支援法に基づく「**市町村子ども・子育て支援事業計画**」
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく「**市町村行動計画**」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「**市町村子ども・若者計画**」
- ・母子保健計画策定指針に基づく「**母子保健計画**」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「**母子家庭等及び寡婦自立促進計画**」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「**子どもの貧困対策のための計画**」

【対象】 妊娠期を含めた0歳からおおむね20歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年養育する家庭が対象。ただし、施策の内容により、30歳代までの若者も含む。

妊娠・出産期 → 乳幼児期 → 児童期 → 思春期 → 青少年期 → 若者（30歳代）



2 第2次子ども総合計画（2015～2019）の成果と課題

【主な取組】

- ・24時間体制の「育児相談コールセンター（とよた急病・子育てコール24）」を設置（2016）（相談件数：13,638件/2018）
- ・スクールカウンセラーの配置拡大（2014：4名→2018：5名）
- ・若者サポートステーションを設置（2015）（相談件数：1,128件/2017）

【主な成果指標】

- ・「安心して子どもを生み、健やかに育てることができるまち」として満足している市民（世帯に未就学児童がいる市民）の割合（2011：69.7%→2016：64.1%※）
- ※2016指標「出産、子育てがしやすいまち」として満足している市民（世帯に就学前児童又は小・中学生がいる市民）の割合
- ・待機児童数「0」を継続（4月1日時点、2014～）
- ・就園率の増加（【0～2歳児】2014：14.1%→2018：19.9%【3歳児】2014：76.3%→2018：83.7%）
- ・いじめの収束率（小学生：97%/2013→96.4%/2018・中学生：96.6%/2013→97.3%/2018）
- ・6か月以上外出していない中学生・高校生・青少年の割合（2013：3.1%→2018：3.2%）

【主な課題】

- ・増え続けるこども園、放課後児童クラブの需要への対応
- ・豊田市子ども条例の認知度の上昇
- ・いじめの収束率100%に向けた取組
- ・地域で隣近所の子育ての助け合いが充実していると感じる市民の減少（2014：42.7%→2018：39.7%）

3 本市における子ども・青少年を取り巻く現状と課題

①少子化の状況

- ・合計特殊出生率は1.6台で推移
- ・出生数は減少傾向
- ・婚姻率は低下傾向
- ・初婚平均年齢も高くなる傾向
- ⇒**合計特殊出生率の維持向上（出生数の維持）**

④家庭における子育て意識

- ・子どもの発育・発達に不安
- ・子育て不安・育児ストレスによる相談の増加
- ・「とよた急病・子育てコール24」の利用は増加傾向
- ⇒**子育て不安を取り除くための対策の充実**

⑦子どもの権利に対する意識

- ・「子どもの権利が尊重されている」と感じる子どもの割合増加
- ・一定数の不登校、いじめや児童虐待件数は増加傾向。
- ⇒**継続的な子どもの権利保障に関する更なる理解の促進**
- ⇒**不登校、いじめ、児童虐待防止対策**

②こども園の利用状況

- ・園児数13,000人前後で推移
- ・待機児童0人継続(4.1時点)
- ・0-2歳児の園児数、就園率は増加傾向。年度半ばの待機児童は0-2歳児が大半を占める。
- ⇒**0-2歳児の保育ニーズ増加への対応**
- ⇒**待機児童解消に向けた取組**

⑤地域における子育て支援

- ・大人が地域の子どもの居場所づくりなどに「参加しても良い」の割合が減少。「必要だと思うが、参加は難しい」の割合が増加。
- ⇒**大人と地域の関わりの希薄化が進んでいることへの対応**

⑧社会的支援が必要な子育て家庭の状況

- ・「夫婦と子ども」「三世家族」が減少し、ひとり親世帯数の増加傾向が続く
- ・人口に占める外国人の割合が増加
- ・療育手帳所持者数の増加、発達障がい児、医療的ケア児のサービス利用の需要拡大
- ⇒**様々な要因による社会的支援が必要な家庭に対する適切な支援**

③仕事と子育ての両立

- ・母親の就労割合の上昇(0-5歳児の母親:12.3%上昇)(小学生の母親:8.6%上昇)
- ・仕事、家事等の優先度について、現実と理想のギャップ
- ⇒**母親の就労割合の高まりに伴う意識や環境変化への対応**
- ⇒**ワーク・ライフ・バランスの推進**

⑥自立支援が必要な青少年・若者

- ・若者サポートステーションの登録者数、相談件数が年々増加
- ・ひきこもり状態の人の高齢化（家族を含む）及び長期化
- ⇒**支援が必要な青少年・若者の自立・就業に向けた対応**
- ⇒**高校中退者・早期離職者への支援**

⑨子どもの貧困

- ・相対的貧困率は国や県と比べて低い(5.4%)
- ・「子ども食堂」認知度は約4割
- ⇒**貧困状態にある子どもの状況を把握しづらい（見えづらい）**

第3次計画のポイント

■子どもの視点、子どもとの寄り添いを大切にする

- ・子どもの権利が十分に保障される豊田市へ
- ・「貧困の連鎖」を生まない社会の創造
- ・子どもと大人のコミュニケーションの促進

■子育てを「孤育て」にしない支援体制の強化

- ・支援ニーズの多様化への対応
- ・子育てをしながら安心して働ける環境づくり
- ・身近な人々が子育てを支え合う環境づくり

■次代を担う青少年の健全育成の更なる充実

- ・青少年・若者の自立支援の充実
- ・地域力を生かした子育て・青少年健全育成の促進
- ・ソーシャルメディアの適切利用に向けた取組の促進

4 基本理念・取組方針・施策体系

基本理念	取組方針	施策目標	基本施策	重点事業群／基礎事業
子ども・親・地域が育ち合う 子どもたちの笑顔が輝くまち豊田	I 子どもの権利保障	(1)子どもの権利保障 (2)子どもの孤困・救済対策	①子どもの権利の意識啓発 ②虐待防止及び対応策の強化 ③いじめ・不登校対策の充実	重点事業群 ①子どもの権利啓発の推進(Ⅰ,Ⅴ) ・子ども、育ち学ぶ施設、保護者、事業者及び市民への子どもの権利啓発を行う。 ②子どもの孤困きゆうさいプログラム(Ⅰ～Ⅴ) ・孤立や困りごとを抱える子どもたちに寄り添った適切な支援や、地域の大人や行政が共働でつながる支援ネットワークを構築する。 ③情報通信技術を活用した子育て支援サービスの充実(Ⅲ,Ⅳ) ・子どもが育ち学ぶ施設で、情報通信技術を活用した事務効率の向上と幼児教育・保育の質の向上を図る。 ④虐待防止及び対応策の強化(Ⅰ) ・子ども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターを中心に子育て家庭への支援や児童虐待の対応を行う。 ⑤待機児童対策(Ⅲ) ・保育士の確保と保育士の働き方改革の実施などにより受入枠を拡大し、待機児童対策の推進を図る。 ⑥義務教育期後の社会参加活動の促進(Ⅳ) ・若者の自立や成長を促すほか、地域や社会でその意欲や能力を発揮できる環境づくりを行う。 ⑦少子化への対応(Ⅱ,Ⅳ,Ⅴ) ・未婚の若者、子育て世代、シニア世代など対象を幅広く捉え、子育てに伴う様々な負担感や不安感が軽減され、子育ての喜びを社会全体で分かち合うことを目指し出生数の増加に向けて取り組む。 基礎事業 (再掲含む) 取組方針Ⅰ 16事業 取組方針Ⅱ 80事業 取組方針Ⅲ 16事業 取組方針Ⅳ 34事業 取組方針Ⅴ 30事業
	Ⅱ 安心して生み育てられる支援体制の充実	(1)妊娠中と出産後の親子の健康づくり (2)子育ての不安や負担の軽減 (3)安全・安心な子どもの生活環境の整備	①安心して妊娠・出産できる環境の整備 ②乳幼児の健康づくり ①社会的支援を要する子ども・家庭への支援 ②相談・情報提供等の充実 ③経済的負担の軽減 ①子どもの安全対策の推進 ②子どもの遊び場の整備 ③子育て世帯への生活環境の整備	
	Ⅲ すべての子どもが必要な幼児教育と保育を受けられる環境づくり	(1)保育需要への対応 (2)良好な幼児教育・保育環境の確保	①待機児童の解消 ②多様な保育ニーズへの対応 ①幼児教育・保育施設の整備 ②幼児教育・保育の質の向上	
	Ⅳ 青少年の健全育成及び若者支援	(1)義務教育期の子どもの適切な支援 (2)義務教育期後の青少年育成・若者支援	①子どもの学び・育ちの支援 ②放課後児童クラブの充実 ①青少年の社会参加の促進と主体性の育成 ②青少年の活動の場づくり ③青少年の悩みへの対応と非行防止 ④ニート・ひきこもりへの対応	
	Ⅴ 地域ぐるみによる子育て社会の創造	(1)ワーク・ライフ・バランスの推進 (2)地域力を生かした家庭教育力の向上及び子どもの育成	①ワーク・ライフ・バランスの理解の推進 ②企業の取組の促進 ①親育ちの支援 ②子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供 ③世代間交流と地域力を生かした子育て支援活動の促進	

6 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な供給を目的に、量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容、実施時期等を設定します。

子ども・子育て支援給付	地域子ども・子育て支援事業
<施設型給付> ・認定こども園 ・幼稚園(新制度移行) ・保育所 <地域型保育給付> ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅型保育 ・事業所内保育	・放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業) ・延長保育(時間外保育事業) ・子育て短期支援事業(ショートステイ) ・地域子育て支援拠点事業 ・一時保育(一時預かり事業) ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・妊婦健診事業 ・おめでとう訪問(乳児全戸訪問事業) ・養育支援訪問事業 ・利用者支援事業 ・実費徴収にかかる補足給付を行う事業
施設等利用給付	
・幼稚園(新制度移行) ・預かり保育事業 ・特別支援学校 ・認可外保育施設等	

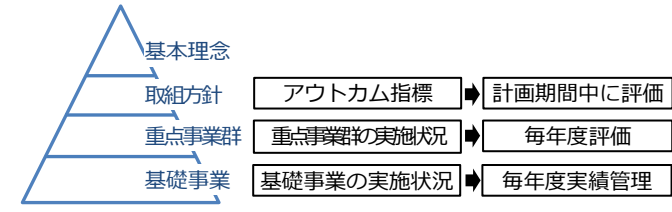
7 計画の推進

事業・施策の進捗管理、評価などを実施

【推進体制】

- 豊田子どもにやさしいまちづくり推進会議
- 子ども・子育て支援庁内推進会議
- 豊田市子ども会議

【評価のしくみ】



<参考> スケジュール

- 2019.5 : 子どもにやさしいまちづくり推進会議
- 5~6 : パブリックコメント
- 7 : 子どもにやさしいまちづくり推進会議/答申
- 11 : 子どもにやさしいまちづくり推進会議
- 12 : 12月議会上程
- 2020.3 : 計画図書の配布

5 子どもの孤困・救済対策

「子どもの貧困対策」から子どもたちに寄り添った「子どもの孤困・救済対策」へ

・子どもは一人ひとりがかみかえのない存在

・子どもの権利が保障された社会となるために、経済的な問題だけでなく様々な環境にあるすべての子どもに寄り添い向き合うことが必要

・孤立や困りごとを抱える子どもたちを大人や地域が助ける仕組みを構築

